



CCSBT-CC/1810/13

## Review of the CCSBT Corrective Actions Policy (CPG3) CCSBT 是正措置政策 (CPG 3) のレビュー

### Introduction

#### 序論

The CCSBT Corrective Actions Policy (compliance policy guideline - CPG3) was adopted by CCSBT 18 in October 2011 and corresponds to Strategy 9.2, 'Corrective action and remedies' of the CCSBT Compliance Plan. The primary focus of this policy is to assist Members to achieve the capacity necessary to effectively comply with CCSBT obligations. CCSBT が 2011 年 10 月 18 日に採択した CCSBT 是正措置政策（遵守政策ガイドライン - CPG3）は、CCSBT 遵守計画の戦略 9.2「是正措置及び改善」に対応するものである。本政策の第一の重点は、メンバーが CCSBT の義務を効果的に遵守するために必要な能力を有するよう支援することであった。

The Compliance Action Plan (item 10) tasks Members and the Secretariat with refining the Corrective Actions Policy, for example by considering whether it should be updated to publicly record instances of non-compliance in addition to those associated with the global SBT TAC, and the corrective action taken in response.

遵守行動計画（事項番号 10）は、メンバー及び事務局に対し、例えば全世界の SBT の TAC に関連して公開されている非遵守事例の記録に、各事例に対応してとられた措置を追加するようアップデートすべきかどうかを検討すること等により、是正措置政策の見直しを行う任務を課しているところである。

Proposed draft revisions to the Corrective Actions Policy are provided at **Attachment A** for CC13's consideration.

CC 13 による検討のため、是正措置政策の改正案を別紙 **A** に示した。

CC13 is invited to:

CC 13 は以下を招請されている。

- Review and decide whether to agree the proposed revisions to this policy.  
本政策の改正案についてレビューを行い、これに合意するかどうかを決定すること。

## 是正措置に関する政策 遵守政策ガイドライン3

(第 ~~2523~~ 回委員会年次会合 (2018~~2016~~ 年 10 月 ~~1510~~ - ~~1813~~ 日) において改正)

### 1. はじめに

この遵守政策は、CCSBT 戦略計画の戦略 9.1 (ii)<sup>1</sup> を実施するための方向性や指針を提供するものである。

~~公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き（例：過剰漁獲分の返済、枠の削減）並びに遵守を促進するためのインセンティブを定める。CCSBT 規則違反に対して CCSBT の是正措置政策を適用するとともに、遵守を促進するためのインセンティブを定める。~~

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

### 2. 政策の目的

この政策の目的は、委員会の安定性及び求心力を維持する方法で、全てのメンバーに CCSBT の義務を遵守させることである。したがって、同政策は、メンバーによる非遵守の兆候があった際に、これに対応する枠組みを規定している。初期の対応は、メンバーが CCSBT の義務を効果的に遵守する能力を有するのを支援することに焦点を合わせている。

### 3. 是正措置に関するガイドライン

メンバーの義務に対する非遵守は、以下に掲げる 3 つの主要な要因によって発生し得る。

- 行政上の過失（義務を裏付ける効果的な制度及びプロセスの不完全な履行等）
- メンバーの管轄下における漁業者、蓄養業者、加工業者、輸出業者又は輸入業者の非遵守に対して、当該メンバーが対応策を講じないこと
- 義務の実施を免れるためのメンバーによる意図的な行為

非遵守の証拠があった場合において、是正措置の勧告を決定するに当たって、以下に掲げるガイドラインが適用される。

<sup>1</sup> これは、遵守計画案における「9.2 是正措置及び改善」に該当する。

1. メンバーの漁獲量が、当該メンバーの単一年又は複数年の国別配分の制限量を超過した分については、第一に、委員会が決定した期間において1:1の割合で返済されなければならない。特別な加重要件が存在する場合には、より高い比率の漁獲枠の返済を決定することができる。また、2017年以降の漁期において、メンバーがこれらの漁期における制限量の超過分を返済することなく当該メンバーの国別配分量を超過した場合、
- 当該メンバーは、拡大委員会による他の合意がある場合を除き、こうした超過漁獲量が返済されるまで、CCSBTの「みなみまぐろの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議」に規定される繰越し措置を適用しないものとする。
  - 当該メンバーは、拡大委員会による他の合意がある場合を除き、こうした超過漁獲量が返済されるまで、当該メンバーの有効漁獲上限<sup>2</sup>を増加させる資格を有しない<sup>3</sup>。
- 1-2. 行政上の過失は、第一に、特定の期間内に行政的な欠陥を修正するための合意された計画を通じて対処されなければならない。
- 2-3. メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならない。ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限る。
- 3-4. 是正措置は、適切な加重要素、すなわち、他のメンバーが被る被害、正当な理由に基づかない継続的な非遵守（複数年にわたる制度的な過小報告又は過剰漁獲を含む）、CCSBTの義務を免れようとした意思についての証拠等を考慮しなければならない。

#### 4. 意志決定プロセス

##### 遵守委員会

<sup>2</sup> 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された一切の短期的な変更（例えば一時的な移譲又は漁獲枠の返済）にかかる調整を加えた数量である。

<sup>3</sup> The Member's national allocation may be increased, but the increase may not be used until excess catch has been paid back. Note for example that a 100t increase in the national allocation would result in a 200t excess catch being paid back in two years (assuming no further excess catches) since the effective catch limit has not increased. メンバーの国別配分量は増加され得るが、当該メンバーの超過した漁獲量が全て返済されるまで、当該増加分を利用することはできない。例えば国別配分量が100トン増加された場合であっても、その時点では有効漁獲上限は増加されないため、（さらなる超過漁獲量がなければ）2年間で200トンの超過漁獲量が返済される形となる。

遵守委員会は、潜在的な非遵守及び全ての必要な是正措置を検討するに当たり、以下に掲げる事項を実施することができる。

- 非遵守に関する初期的な兆候の評価
- メンバーに対する調査及び報告の要請
- 必要に応じた（例えば、メンバーが支援を必要としている場合や、委員会が当該メンバーによる調査に不服がある場合）独立調査の勧告。かかる調査には、監査又は市場レビューが含まれ得る
- 受領した報告書に基づく非遵守の証拠のレビュー
- メンバーが提案している改善措置の検討
- 委員会への報告書の作成。かかる報告書には、調査結果、当該メンバーとの間で合意された全ての改善措置、並びにこの政策ガイドラインに基づく全ての追加的な是正措置の勧告案が記載される

メンバーには、CCSBT 上の義務の遵守を改善するための是正措置又は改善措置を提案する機会が与えられる。メンバーは、行動方針案の作成に向けて遵守委員会の支援を要請する。

遵守委員会は、当該メンバーからの提案を検討した後、その提案に合意するか、さもなければ、委員会によって検討されるべき是正措置を勧告することができる。遵守委員会から委員会への報告書には、多数及び少数意見を含めることができる。

### 委員会

委員会は、以下に掲げる事項を実施する。

- 遵守委員会報告書の検討
- 結果（是正措置）に関する当該メンバーとの協議

## 5. 是正措置のリスト

遵守委員会が勧告する是正措置には、具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、以下に掲げるものを含めることができる。

### 1. 遵守支援／キャパシティ・ビルディング計画

- 技能訓練—例えば、オブザーバー、コンプライアンス・オフィサー又は確認者を対象とするもの
- 制度の構築—例えば、運用制度及び手続きの策定又は改善のための技術的又は財政的支援
- 分析支援—例えば、漁獲から市場までの SBT の流通の監視について改善するため
- 機材の購入—例えば、VMS、データの記録及び漁船からのデータ送信

2. 漁獲枠の返済
3. 国別漁獲配分の削減
4. 監視要件の強化
  - オブザーバーの配置
  - 検査に関する要件の増加
  - VMS の報告頻度の増加
  - 転載又は水揚げに関する規制

#### 5. 公表

事務局長は、CCSBT ウェブサイトの公開ページ上において、以下全世界の SBT の TAC にかかるメンバーの国別配分量に関するあらゆる非遵守事例、及び非遵守に対応して関連するメンバーが行った是正措置に関する記録を維持するものとする。

- 全世界の SBT の TAC にかかるメンバーの国別配分量に関するあらゆる非遵守事例、及び非遵守に対応して関連するメンバーが行った是正措置
- その他の CCSBT の義務に関する非遵守事例であって是正措置の対象となった事例、及びこれに関連して行われた是正措置

#### 5.6. 国際法と整合的な貿易又は市場規制

### 6. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策の承認</li> <li>● 遵守委員会からの勧告の検討</li> <li>● 調査の開始</li> <li>● 是正措置の決定</li> </ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メンバーの遵守状況の監視</li> <li>● 非遵守の証拠の評価、メンバーからの意見の検討</li> <li>● 是正措置についてのメンバーからの提案を検討</li> <li>● 必要に応じた以下の勧告               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立調査</li> <li>○ 漁獲枠返済の期限</li> <li>○ 1:1 より大きい比率の漁獲枠返済</li> <li>○ 是正措置</li> </ul> </li> <li>● 政策のレビュー及び改正勧告</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ウェブサイトに政策及び報告書を掲載</li> </ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非遵守の証拠の調査</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>メンバーが実施した調査又は独立調査から得られた非遵守の証拠に対処</li></ul>
--	--

## 7. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から **53** 年ごとにレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。